

行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員の仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる働きやすい環境を整えるために、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間

2.内容

目標1：育児時間・育児短時間勤務の教職員の円滑な取得

(対策)

- 令和4年1月～
 - ①育児休業中の教職員とのコミュニケーションを図る
 - ②現職復帰にむけて、円滑に復帰できるように法人事務局職員との面談をおこなう。
 - ③育児時間・育児短時間勤務について情報提供をする

目標2：時間外労働量の削減 ※教職員の時間外勤務時間の平均化を目指す

(対策)

- 令和4年1月～
 - ①週1回実施している「ノー残業デー」の推進を継続する
 - ・ノー残業デー実施により年間751時間（一人当たり14時間）削減となる
 - ②時間外勤務状況を各部署長に情報提供し、36協定の限度時間を超えないように厳守を促す

目標3：年次有給休暇取得率の促進 ※令和8年度までに段階的に平均取得日数10日を目指す

(対策)

- 令和4年1月～
 - ①個人毎の取得日数を月ごとに把握し、取得数の少ない教職員へは取得の推進を促す
 - ②各部署で計画的取得を推進する。特に、管理職が積極的に取り組む
 - ③平均取得日数の目標
R04：7日 R05：8日 R06：9日 R07：9.5日 R08：10日
- 令和4年4月～
 - ④取得しやすい職場環境を作るよう年休奨励日を1年5日設定する
例：長期休暇の前後、バースデー休暇、有給休暇取得促進月間の推奨等
 - ⑤子の行事（学校・幼稚園・保育所等の入学式・卒業式・授業参観等）に参加するために積極的な取得を促す